

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会受付

賃借権は、期間満了時に法廷更新(自動更新)となります。
使用貸借権は、期間満了後に解除されます。
※期間満了時の更新案内はありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月 日

住所 聖籠町大字〇〇 〇〇番地〇

住所 聖籠町大字△△ △△番地△

氏名 聖籠 太郎

氏名 聖籠 次郎

電話番号 (0254)〇〇-〇〇〇〇

電話番号 (0254)△△-△△△△

所有権は「移転」を〇で囲んでください。

下記農地(採草放牧地)について

所有権(売買・贈与・交換)
賃借権
使用貸借権
その他使用収益兼()

移転
を
設定
(期間 5年間)

整理番号

【記載例:職業】

会社員、公務員、保育士 等

※兼業農家として新規就農する場合は「会社員兼農業」

当する内容に

【記載例:就労が可能な在留資格】
永住者、日本人の配偶者、定住者等

中庸有りの氏名(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人(該当する場合〇)
譲渡人	聖籠 太郎	〇〇	無職	聖籠町大字〇〇 〇〇番地〇				
譲受人	聖籠 次郎	△△	農業	聖籠町大字〇〇 〇〇番地〇	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください)

所在・地番	地目		面積 (m ²)	対価、賃料等の額(円)	入は石付 こりはいふ付		権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
	登記簿	現況			[10a当たりの額]	[現所有者が登記簿と異なる場合]		
聖籠町 〇〇 〇〇番地〇 〇〇 〇〇番地〇	田 畑	田 畑	1,000 500	300,000 150,000 300,000	聖籠 太郎 聖籠 太郎			

複数筆を一括で売買又は貸し借りする場合においても、一筆ごとの金額を記入してください。

※面積割合で按分する等の方法で算出してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①権利の設定、移転の時期	②土地の引渡しの時期	③契約期間
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
譲渡人理由 (該当を〇で囲む)	資金を必要とするため 高齢化による経営縮小 事業による経営縮小 病気等で労力不足 耕作不便・低生産地のため その他 ()	
譲受人理由 (該当を〇で囲む)	経営規模の拡大 相手方要望 経営移譲のため その他 ()	

農委 第 号

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会会長 宮下吉勝

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を規制するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

権利を設定し、又は移転をしようとする事由の詳細

該当する事項の番号に○印を付し、必要な場合には、具体的に記述してください。

【譲渡人の申請事由】

(1) 自作地有償所有権移転の場合

自作地相互の交換	1
参加農業生産法人への譲渡・出資	2
経営移譲年金受給のため	3
農業同一市町村に居住	4
廃止他市町村への転出	5
兼業による経営縮小	6
高齢化による経営縮小	7
病気等で労力不足	8
耕作不便・低生産地のため	9
^{營農資金}	10
農業経営上の負債整理	11
結婚・分家・相続等	12
生活・住宅新改築等資金	13
その他()	14

(2) 自作地無償所有権移転の場合

経営移譲年金の受給のため	後継者へ	一括	21	
		部分	22	
	分家独立している子供へ		23	
	その他		24	
	()			
その他	同一世帯での生前贈与	後継者へ	一括	25
			部分	26
		分家目的		27
	その他			28
		()		
	分家独立している子供へ			29
	その他			30

(3) 貸借権・使用貸借による権利設定の場合

経営移譲年金受給のため	31
農業廃止	32
兼業による経営縮小	33
高齢等による経営縮小	34
病気等で労力不足	35
耕作不便・低生産地のため	36
集約部門への転換のため	37
相手方の要望	38
その他()	39

(4) その他の場合

()	ア
-----	---

【譲受人の申請事由】

○ 共通

経営規模の拡大	イ
自作地相互の交換	ウ
その他	エ
()	

【記載例:その他】

- ・新規で営農を開始するため
- ・自家消費栽培のため
- ・自宅付近で耕作が利便なため
- ・自作地継続で耕作が利便なため
- ・生前贈与のため
- ・借受地の取得

様式1号の1(別紙)

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

様式1号の1(別紙)

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

農地法第3条の規定による許可申請書(別添 I)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

複数市町村にまたがる場合は、市町村別の合計面積を()書きで記入してください。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況
(現在所有の農地について)

所有地		農地面積(m ²)				採草放牧地面積(m ²)
			田	畠	樹園地	
自作地		5,000 (聖籠町:4,000) (新発田市:1,000)	5,000 (聖籠町:4,000) (新発田市:1,000)	1000	1000	
貸付地						
非耕作地	所在・地番	地目			面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			

所有地以外の土地		農地面積(m ²)				採草放牧地面積(m ²)
			田	畠	樹園地	
借入地		1000	1000			
貸付地						
非耕作地	所在・地番	地目			面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、

農違法その他の農業に関する

申請書に記載の許可を受けようとする土地の面積と同じになります。

※当該農地等全てを効率的に利用しながら耕作をする必要があります。

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地		採 草 放牧地
作付(予定)作物	水稻	大豆			
権利取得後の 面積(m ²)	1, 000	500			

(2) 大農機具又は家畜

数量 種類	トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン	乾燥機	(その他 SS)
	台	台	台	台	台	台
確保しているもの	所有 1 台	1 台	1 台	台	台	台
	リース 台	台	台	台	台	台
導入予定のもの	所有 台	台	台	台	台	1 台
	リース 台	台	台	台	台	台
〔 資金繰りについて 〕						自己所有

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借り入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦_____年、農業技術修学暦_____年、その他(

1

別記

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現 在: (農作業経験の状況:)
	増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現 在: 1人 (延べ50人) (農作業経験の状況: 農作業歴20年)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)

- ④ 配置の位置が同じくください
県外などの遠方の市町村が住民登録地となっている場合、作業を行うにあたって、拠点(滞在場所)となる場所を記入してください。
※年間、「150日以上」農作業に従事する必要があります。

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
聖籠町	別記	聖籠町大字○○ ○○番地○ (住所地)
新発田市		新発田市△△ △△番地△ (倉庫兼作業場)

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

通作距離(片道)	通作時間(片道)	交 通 手 段
20 km	15 分	自動車・自転車・徒歩・公共交通機関 その他()

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受により権利が取得される場合のみ記載してください。)

<農地法第3条第2項第4号関係>(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係(本人又は世帯員等)

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												別記

(「農作業の常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる 状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
 - 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
 - その土地を水田裏作(田において稻を通常栽培する期間以外の期間稻以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
- (表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 =)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

すべての項目で「無」に○が付いている必要があります。

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- ①農地の集団化への支障 (有・無)
- ②農作業の効率化への支障 (有・無)
- ③面的のうち利用の分断 (有・無)
- ④水利調整への不参加 (有・無)
- ⑤無農薬栽培等への支障 (有・無)
- ⑥共同防除等への支障 (有・無)
- ⑦実勢に比べ極端に高額な賃借料 (有・無)
- ⑧その他

[]

◎1-2(3)①②④及び4関連

申請書の職業欄と記載内容を合わせてください。

権利取得者及び世帯員の状況

「150日以上」農作業に従事する必要があります。

(ふりがな) 氏名	生年月日 年齢	性別	権利取得者との続柄 世帯主・経営主の別	職業	年間農作業従事日数	農作業経験の状況	農作業への従事期間(月) (該当を○)																
							本人 世帯主 経営主	農業	30	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
(せいろう じろう) 聖籠 次郎	S△.△.△	男	本人 世帯主 経営主	農業	250	日	30	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
	△△ 歳																						
(せいろう はなこ) 聖籠 花子	S□.□.□	女	妻 世帯主 経営主	会社員兼農業	150	日	25	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
	□□ 歳																						
(せいろう さぶろう) 聖籠 三郎	S◇.◇.◇	男	子	学生	0	日	0	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
	◇◇ 歳																						
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12
																		1	2	3	4	5	6
	歳																	7	8	9	10	11	12

法人の場合は、代表者と実際に農作業に従事する職員等を記入してください。

法人の場合は、組織での肩書を記入してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添II)

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させことになった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設 の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間 :年 か月(直近の実績)

年 か月(見込み)

農地法第3条の規定による許可申請書（別添III）

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものの印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄の記載してください。)
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- ・ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)

権利を有している農地を荒らしていたり、農地の権利取得後、耕作していない場合や必要な許可を得ないまま農地を転用した場合など。

(1)農地法(昭和27年法律第220号)

基本的には全ての項目で違反「無」に○が付いている必要があります。

過去3年分の状況

①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有	・	無
②第4条(農地の転用の制限)	有	・	無
③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有	・	無
④第42条(措置命令)	有	・	無
⑤第51条(違反転用(レトロヒヤウ))	有	・	無

必要な許可を得ずに農用地区域内において開発行為を行った場合など。

(2)農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有・無
②第15条の2(駄松加ハ)	有・無

品種登録を受けている品種に関して、育成権者の承諾を得ずに利用した場合など。

(3)種苗法(平成10年法律第83号)

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は東田利田塩の目中(第1ハタユド第2ニタキ四)	有・無

使用を禁止されている農薬を使用した場合など。

(4)農薬取締法(昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条(使用の禁止)	有・無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容
令和〇年〇月頃	手続きを行わないまま、所有している農地に農業用倉庫を設置したため、農業委員会からの指摘を受け、令和〇年〇月に「規則第29条証明」による是正を行いました。

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年内に

他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものに
する行為を行ったかの有無等

過去3年分の状況

違反の有無	違反の時期	内容	理由
有・無	令和〇年〇月頃	農地取得後、約1年程度で他者へ所有権を移転した。	農地取得後、病気を患ったことにより、耕作が困難となった。

(記載要領)

1 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況を記載してください。

2 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙2)

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

(記載要領)

「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。

なお、いずれの農畜産物の粗利益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

1-2 売上高

年度	農業	左記に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

(記載要領)

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高を記載してください。(実績のない場合は空欄)

「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を事業に供することとなる日を含む3事業年度分の売上高の見込みを記載してください。

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
				株 主 総 会	種 類 株 主 総 会	農地等の提供 面積(m ²)	農業への年間 従事日数	農作業 委託の 内容	
				権利の 種類	面積	直近実績	見込み		

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 日

(記載要領)

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほか労務管理や市場開拓等も含みます。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格 又は 特別永住者	株 主 総 会	種 類 株 主 総 会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者			%	%
(2) 農業関係者以外の者			%	%
計			%	%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規程する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほか労務管理や市場開拓等も含みます。

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほか労務管理や市場開拓等も含みます。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を合わせて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。